

# 平成24年度 東大阪市都市計画税の使途状況について

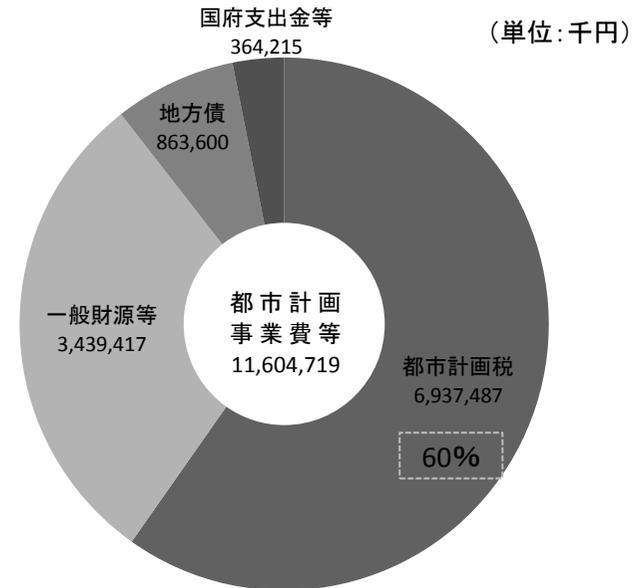
都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用にあてるために、目的税として課税される市税です。主な使途としては、街路整備事業、公園整備事業などがあります。平成24年度の都市計画税(6,937,487千円)は、次のとおり都市計画事業費等(11,604,719千円)の財源として活用しました。

◎都市計画事業費等の内訳 (単位:千円)

使途内訳	事業費
街路整備	1,377,945
公園整備	167,656
地方債償還	10,059,118
<b>合計</b>	<b>11,604,719</b>

◎都市計画事業費等の財源内訳 (単位:千円)

財源内訳	事業費
都市計画税	6,937,487
一般財源等	3,439,417
地方債	863,600
国府支出金等	364,215
<b>合計</b>	<b>11,604,719</b>



※都市計画税は都市計画事業費等の約60%を占め、市内の街路整備や公園整備などに使われています。